

火災予防条例の改正で…

焚き火ができないかも?! の話



キャンプ場で「焚き火」ができない時があるかもしれません。暑い季節ならいざ知らず、キャンプに「焚き火」は欠かせない要素と言えます。では、なぜ「焚き火ができないかも!」となるのか? 事情は次のようなことです。

昨年(2025年)2月、岩手県の大船渡で大規模な林野火災が発生しました。林野だけに消火活動に苦勞し、広大な林野を消失。消火にも相当な日数を要しました。

この大規模林野火災を受けて、消防庁及び林野庁は「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき火災予防のあり方等について検討。8月に報告書を取りまとめました。そして、その報告を受けて、12月に気象庁は消防庁及び林野庁とともに、記録的な少雨時において火の取り扱いに対する注意喚起を行う新たな取組を開始するという流れになったのです。

しもはじ埴輪キャンプ場のある茨城町でも、この国の方向を受けて「火災予防条例」を一部改正し、「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を本年(2026年)1月から開始するというものです。内容的には、林野火災が多い1月~5月期に「注意報・警報」を発出するというもの。



具体的には、①「前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下」、もしくは②「前3日間の合計降水量が1mm以下で、乾燥注意報が発表」されているときに、「注意報」(火の使用制限に従う努力義務が課せられる)が発令され、さらに「強風注意報」が発表された時には「警報」となり、「火の使用制限に従う義務が課せられる」というものです。

これをキャンプ場に当てはめると、
「野外おいて火遊びまたはたき火をしないこと」
「煙火(花火)を消費しないこと」
「残火(煙草の吸殻を含む)、取灰または火粉を始末すること」
の項目に該当します。

つまり「警報」が発出されたときには、キャンプ場内で炎があがる「焚き火」「花火」が制限されることになり、その場合は茨城町の消防本部からキャンプ場(届出者)に連絡が入ることになります。

そこでもしはじ埴輪キャンプ場としては、今後は茨城町内にある町営キャンプ場(涸沼自然公園キャンプ場・親沢公園キャンプ場)と同様の対応をすることにしました。「注意報」「警報」の発出状況については、キャンプ場利用者にお知らせし対応をお願いすることといたします。

なお、炭火での調理やガス・ストーブ(コンロ)などは「火の使用制限」の対象外ですので使うことができます。

また、炎が立ち上がらない「薪ストーブ」の利用は、煙突からの火の粉の放出に気を付けていただければ使用が可能です。キャンプ場では「薪ストーブ」のレンタルも行なっていますので、ご利用をお願いすることになります。